

①開 会

<教 育 長>

それでは、ただいまから、令和 7 年山形県教育委員会 3 月臨時会を開会いたします。

<教 育 長>

議事等に先立ち、申し上げます。
先ほど、1 名の傍聴の申出があり、これを許可しましたので、御了承願います。

②会議録署名委員の指名

<教 育 長>

会議録署名委員に、小関委員と手塚委員を指名いたします。

③会期の決定

<教 育 長>

会期は、本日一日としていかがですか。

<各 委 員>

異議なし。

<教 育 長>

御異議なしと認め、会期は本日一日に決定いたします。

④報 告

<教 育 長>

議事に先立ち、報告があります。
(1)「山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱」の策定について」、教育政策課長より報告願います。

<教育政策課長>

それでは大綱について御報告申し上げます。
報告 1－3 を御覧ください。2 月 21 日から 3 月 13 日までパブリックコメントを実施し、4 名から 7 件の御意見をいただいたところです。表の左に御意見の概要、表の右側に御意見に対する県教育委員会の考え方を記載しております。
いただいた主な御意見としては、1 番のインクルーシブ教育システムへの理解を進めることが必要ではないかなど取組みの御提案でございまして、反対意見についてはありませんでした。大綱は政策の基本方針を定めるものでして、御提案いただいたものについては、その基本方針の中で全て網羅しております。
また、御提案いただいた件については、政策ベースとして、知事が策定する第 4 次山形県総合発展計画の後期実施計画においても盛り込まれております。
報告 1－1 に移りまして、以上のことから、1 月 24 日の総合教育会議で示しました大綱（案）から変更なく策定されましたので、その旨御報告申し上げます。
説明は以上でございます。

<教 育 長>	ただいまの報告について、御質問等ございますでしょうか。
<教 育 長>	なければ、これより議事に入ります。
⑤議 事	
<教 育 長>	議第 1 号「第 7 次山形県教育振興計画の策定について」、教育政策課長より説明願います。
<教育政策課長>	それでは議 1－1 を御覧ください。 教育基本法第 17 条第 2 項に規定する計画として、「第 7 次山形県教育振興計画」を策定するため提案するものです。 飛びまして参考資料 2 になります。2 月 21 日から 3 月 13 日までパブリックコメントを実施し、22 名から 114 件の御意見を賜りました。左側に御意見の概要、右側に県教育委員会の考え方を記載しております。なお、反対意見はありませんでした。 いただいた主な御意見としては、まず 1 ページ目、1 番の少子化への対応が最重要な課題と考えるのでしっかり検討してほしいから始まり、5 番から 2 ページ目にかけては現状分析に関する数値に対する御意見です。14 番、目標について「ウェルビーイング」で「多様性」「持続可能な社会」を県民がイメージしやすくしてほしいなど目標やイメージに関することが 2 ページ目です。 3 ページに移りまして、21 番から 23 番までについては、学力テストのことについての御意見がありました。単に数字を求めることにならないようにしてほしい、結果が上がらないのであれば根本的に政策を考える必要があるのではないかという御意見もございました。24 番は「さんさん」プランについて発展を期待したいという御意見がありました。 4 ページに移りまして、28 番から 5 ページの 32 番までは外国語教育、英語に関する御意見です。 5 ページに移りまして、こちらは個別の御意見がいろいろあって 33 番は有機農業、34 番は教育支援活動に意欲的な企業の認証制度、35 番は職場体験、39 番は部活動改革のことについての御意見があります。 6 ページに移りまして、41 番は実践的なインターン訓練等の防災教育に関する事、42 番以下については合理的な配慮、特別支援関係のことについての御意見が来ております。 7 ページに移りまして、48 番から 8 ページの 55 番までは、いじめ、不登校、発達障害等、様々な事情を持つ子どもへのきめ細かな支援についての御意見です。8 ページの 55 番には、それに付随して夜間中学の早期設立も御意見としてありました。 9 ページに移りまして、58 番の D X 基本計画から 10 ページの 70 番までは、I C T に関する事についての御意見となっております。 10 ページに移りまして、71 番、72 番は働き方改革、73 番は県立高校の特色化についての御意見がありました。

11 ページに移りまして、77 番については保護者に対するケアや研修の機会という御意見もありました。79 番以下については、指標や評価検証に関する御意見が 12 ページの 87 番まで続いております。最後、88 番以降については、フォントや読上げ投票に関する見やすさ、わかりやすさという点を工夫していただきたいという御意見です。

これらパブリックコメントの御意見も踏まえ、一部書体等の体裁は整えるとともに、要望について本体に追加しております。ただ、内容については、特に大きな修正は必要ないと思っており、これまで説明してまいりました計画案からの変更はありません。

今後はパブリックコメントでいただいた御意見等も参考にしながら、県内 4 地区で開催するワークショップ等において、県民の皆様の本計画の趣旨を御理解いただけるように丁寧に取り組んでまいりたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員> 異議なし。

<教 育 長> 御異議なしと認め、議第 1 号は原案のとおり可決いたします。

<教 育 長> 次に、議第 2 号「山形県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。

<教育政策課長> 議第 2 号について御説明申し上げます。

改正概要については、議 2－5 を御覧ください。規則の改正の理由ですが、令和 7 年度組織改正に伴う規定の整備を図るものです。

主な改正内容の 1 点目としては、教育委員会事務局に次長級の「教育 D X 推進監」及び「学力向上推進監」を新設することに伴う規定の改正です。

2 点目は、義務教育課内に「多様な学び推進室」を設けることに伴う改正です。

3 点目は、高校教育課の「教育デジタル化推進室」を「教育 D X 推進室」に移管することに伴う規定の改正です。

施行期日については、令和 7 年 4 月 1 日としております。

以上よろしくお願いいたします。

<教 育 長> ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教 育 長> なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、議第 2 号は原案のとおり可決いたします。
<教 育 長>	次に、議第 3 号「教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則の一部を改正する規則の制定について」、教育政策課長より説明願います。
<教育政策課長>	議第 3 号について御説明申し上げます。 概要について議 3－3 を御覧ください。併せて議 3－2 の新旧対照表を御覧いただくとわかりやすいと思います。今回改正する規則については、教育委員会の権限に属する事務のうち、教育長に委任又は専決させる事務について規定しているものです。 2 の改正内容により順次、御説明申し上げます。 初めに、(1) 委任の規定ですが、委任の対象としない事務から、市町村教育委員会が行う小学校、中学校及び義務教育学校の学級編制について、県教育委員会の同意に関することに係る規定を削除します。市町村立学校の学級編制については、平成 24 年 4 月施行の改正公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、既に県教育委員会の同意を要しない事後届出制となっていることから、現状に合わせて規定を整備するものです。 次に、(2) 専決についての規定です。①として、職員の任免やその他人事に関する専決の対象から除く職員として、このたび新設する「教育 D X 推進監」及び「学力向上推進監」を追加し、併せて本局の課長級職員である室長及び主幹の職名を規定に明記します。「局長」、「教育 D X 推進監」、「学力向上推進監」の人事については、教育委員会の議決事項となっており、3 月 18 日の定例会でこの度の人事異動についても御決定をいただいたところです。 規定について整備するのが①です。平成 24 年 4 月施行の改正義務標準法で、事務を専決させる規定についても同様に削除するのが②です。 施行は令和 7 年 4 月 1 日となります。 以上、よろしくお願いいたします。
<教 育 長>	ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。
<教 育 長>	なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。
<各 委 員>	異議なし。
<教 育 長>	御異議なしと認め、議第 3 号は原案のとおり可決いたします。
<教 育 長>	次に、議第 4 号「山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認に

ついて」、教職員課長より説明願います。

<教職員課長>

議第4号の提案理由については、子の看護休暇の取得事由の拡大等に伴い規定を整備するものです。

本条例に合わせて3月21日に公布するため、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育長に委任し又は専決させる規則第5条第1項の規定により専決処理しましたので、同条第2項の規定により承認を求めるものです。

内容について議4-5で御説明申し上げます。

改正の概要については、①中学校就学の始期に達するまでの子の看護のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇、いわゆる子の看護休暇について、その取得事由を子の行事参加、入園、卒園、入学式と感染症に伴う学級閉鎖等の場合でも取得可能となるよう拡大するものです。

②については、職員が請求した場合に時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を現行の3歳までから小学校就学前までに拡大するための、山形県立学校職員の勤務時間及び休暇等に関する条例等の一部改正に伴い、規定を整備するものです。

施行期日は令和7年4月1日としており、知事部局等職員に適用される人事委員会規則も同日に施行されております。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

<教育長>

ただいまの説明について御意見、御質問ございますでしょうか。

<教育長>

なければ、原案のとおり可決してよろしいですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、議第4号は原案のとおり可決いたします。

<教育長>

次の議第5号は人事に関する案件であることから、これより秘密会としていかがですか。

<各委員>

異議なし。

<教育長>

御異議なしと認め、これより秘密会といたします。

《 議第5号は秘密会にて審議 》

⑥閉 会

<教育長>

以上を持ちまして、教育委員会を閉会いたします。